

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県柏市若柴178-4-148-1ウエスト3F チコルフロア内
評価実施期間	3年 7月 15日～ 4年 2月 28日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	塚田ここわ保育園 ツカダココワホイクエン		
所 在 地	〒273-0864 千葉県船橋市北本町2-41-20		
交通手段	東武アーバンパークライン塚田駅より徒歩7分		
電 話	047-407-0243	F A X	047-407-0244
ホームページ	http://www.tsukada-cocowa.com		
経 営 法 人	株式会社ディアローグ		
開設年月日	2017年4月1日		
併設しているサービス	特になし		

(2) サービス内容

対象地域										
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計			
	6	10	11	11	11	11	60			
敷地面積	496.61㎡			保育面積			440.09㎡			
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育			
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援 ○			
健康管理	看護師による毎月1回の身体測定・週1回の爪検査・予防接種歴の確認・感染症予防のための衛生管理									
食事	栄養士による献立に沿った月齢に合わせた食事およびおやつを提供									
利用時間	平日7:00～19:00 土曜日7:00～18:00									
休 日	日曜日・祝日・年末・年始									
地域との交流	行事への招待									
保護者会活動	年2回の運営委員会参加									

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	22人	3人	25人	産休・育休中2名除く
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	17人	1人	2人	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0人	3人	0人	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	船橋市保育認定課		
申請窓口開設時間	9:00~17:00		
申請時注意事項	船橋市保育認定課の注意事項に準ずる		
サービス決定までの時間	船橋市保育認定課に準ずる		
入所相談	随 時 (空き状況については、船橋市役所保育認定課までお問い合わせください。 入園前の見学については、保育園までお問い合わせください。)		
利用料金	突発延長保育料：400円/30分 月極延長保育料：2,500円/30分		
食事料金	突発補食代100円/食 月極補食代：1,000円/月		
苦情対応	窓口設置	園長 栗木敦子	
	第三者委員の設置	社副理事 須藤誠・岡崎玲子	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>こどもとの対話、保護者との対話、保育士同士の対話3つの対話の中で、子ども・保護者・地域そして保育士の輪を大切にしたい、地域に根ざした愛情ある保育園を目指します。</p> <p>目指す子どもの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感謝の心を忘れない「利他」の心を持った子ども ・のびのびと自分を表現できる子ども ・心身ともに豊かな子ども
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・週2日ネイティブ講師が英語遊びと保育に参加し、子どもたちにとって英語を身近なものにします。 ・リズムに合わせて体を動かす機会を積極的に取り入れるため、月に1回リトミック講師が来園し、0歳から幼児までリトミックの時間を設けています。 ・月に1～2度運動講師が来園し、年齢に合わせた体の動きを取り入れ、マット運動や跳び箱などに挑戦します。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>教育・安全・食育・・・3つの『和』を大切にお子様の健やかな成長を塚田こころ保育園が応援します。子どもの健やかな成長には豊かで楽しい経験が必要です。たくさんの愛情と共に、のびのびと遊ぶ笑顔を塚田こころ保育園で育みませんか？</p> <p>教育では、週2回の英語指導、リトミック、運動講師も月に1回来園し子どもたちの指導をいたします。</p> <p>安全では、オートロックキーで不審者からのお子様の安全を守ります。</p> <p>食育では、年齢に合わせた様々な食育体験から食に興味を持ち、食べることの楽しさを育みます。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
<p>理念・方針に基づいた保育提供に力を入れて取り組んでいる</p> <p>保育理念として園の名前の由来となっている「ここわ」(ここ: 個々・こころ、わ: 対話・つながりの輪)から「子どもとの対話・保護者との対話・保育士同士の対話3つの対話の中で子ども・保護者・地域そして保育士の輪を大切にしたい地域に根差した愛情ある保育園を目指します」と掲げており、「教育・安全・食育」の3つの『和』を主軸とした保育がなされている。安心して過ごせる生活環境の設定、子どもの興味・関心に応える遊具・玩具・教材などの充実や教育機会の提供に取り組むほか、職員が一丸となり一人ひとりの成長を後押しするなど、子どもがたくさんの愛情を受け、日々笑顔でのびのびと過ごし豊かで楽しい経験の基、健やかに成長できる支援を行っている。</p>
<p>子どもの主体性を引き出す保育を実践している</p> <p>「子ども主体の保育実践」に、園として力を入れて取り組んでおり、職員会議やクラス会議等を通じて、全職員の共通認識となるよう繰り返し周知を図っている。保育室には各年齢に応じた玩具や教具を用意しているほか、遊びこめる空間として各コーナーを設置することで、遊びたい遊びを自ら選択し、遊びこめるような空間的な配慮を行っている。また、子どもの成長や発達に応じて、玩具や教具の見直しや入れ替えも行うことで、子どもが興味や関心を深めながら、主体的に生活し続けられるよう配慮している。4歳・5歳児については、生き物の飼育・プランターの野菜や植物の水やり等の「お当番活動」も行っており、子どもが役割を意識して、自発的に活動できるようにしている。発達段階ごとの様々な経験を通じて、興味や主体性を引き出すような取り組みが目指されている。</p>
<p>保護者との対話・連携を図る取り組みを積極的に行っている</p> <p>新型コロナの影響により、保護者との連携を図るイベントは、中止を余儀なくされる状況が続いたが、保育理念に掲げる、保護者との輪を実現するための取り組みとして、各クラス担任が工夫を凝らして作成したドキュメンテーションの配布や行事の様子動画配信等、保護者が子どもの成長を実感できる取り組みを積極的に企画し実践している。また、主要な行事の後や、年度末に独自のアンケートも実施し、集計結果に加えて、意見や要望に対する園の回答も付した形で報告書を配布している。年度末には、定期的に玄関へ展示している子どもの保育の様子がわかる写真入りのドキュメンテーションから毎月1枚ずつ印刷し、各家庭にお渡しする取り組みも行うことで家庭との対話・連携を重視した取り組みが行われている。</p>
<p>清掃が行き届き衛生面に配慮した保育環境を整えている</p> <p>園舎は、長い時間を過ごす子ども達が落ち着いてゆったりと過ごせるように木の温もりのある造りとなっているほか、採光や音・温度・湿度などを適切に管理できる設備を整えている。遊具の安全点検・室内点検は点検チェック表をもとに毎日行っており、異常を発見した場合は、早急に対応することで、適切な状態を保持できるようにしている。室内外の整理整頓は職員が率先して行うことで、子どもたちの模範となるように取り組んでおり、玩具類などは、わかりやすく示すことで、子どもが整理整頓を日常的に自らできるような環境を整えている。園内は清掃が行き届いており、消毒は朝・昼・夕の1日3回、玩具類の消毒も毎日実施することで、衛生的な環境のもとで安全に保育が提供できる体制となっている。</p>
<p>健やかな成長を支える「多様な教育的プログラム」を継続的に実践している</p> <p>子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるように、発達の援助である「教育」を、保育の主軸の一つに掲げている。言葉に対する興味や関心を高め、その活動を広げていくことができるよう、週2回ネイティブ講師による「英語遊び」を実施している。講師も日常保育に参加することで、子どもたちにとって英語が身近なものとなるよう取り組んでいる。また、外部の専門家講師による「リトミック」や「運動遊び」「楽器遊び」など多様なプログラムを定期的実施し、お友達と一緒に楽しみながら表現の幅を広げたり、協力することの大切さ・思いやりの心を育むことが目指されている。また、自信と期待感をもって小学校に就学できるように、日々の遊びや体験の中で文字や数字に関心を持つ機会を持ち園での生活を通じて学習への興味や関心を高める取り組みも行っている。</p>

さらに取り組みが望まれるところ
<p>マニュアルの整備と業務水準の一定化</p> <p>法人が多数の保育園の運営を行っていることから、各種のマニュアルが用意され各園に設置されており、研修等で確認を行うなど周知が図られている。事故・危機対応マニュアルを用意して、事故防止のためのリスクマネジメントや災害発生時の対応・不審者対応・SIDS対応・虐待対応に向けて職員が適切に行動できるように取り組んでいる。安全管理・衛生管理も適切に行われるように基本や手順が明確になっている。保育業務の基本や手順については、定期的な見直しも行っている。しかしながら、保護者からの相談、苦情等対応に関するマニュアルは作成していないので、今後作成していく意向である。</p>
<p>保育の質の向上のための職員育成</p> <p>職員が保育に関わる専門職として仕事に対しての自覚を持ち、自己研鑽する意識が高まるように年に2回の自己評価を行うことを義務づけしているほか、各会議等で振り返りや反省等の話し合いをしている。また、職員一人ひとりに対し、必要に応じた研修へ参加する機会を設けるなどの取り組みも進められている。継続した課題であるが、理念・方針に基づいた保育の実現のため、保育の質を向上させることが挙げられている。質の高い保育を提供していくためには、同一の目標と方向性に向かって取り組む意識を高め、組織として自分たちの目指す保育を推進する体制を確固たるものにしていくことが求められよう。</p>
<p>更なる地域資源の活用により幅広い経験や体験等の取り組みが期待される</p> <p>園では運営委員会を組織し、地域の町会長にも入っていただき、定期的に打合せをする中で、地域のニーズの把握に努めている。また、幼保小中連絡会に園長と年長クラスの担任が参加することで、関係機関との連携と地域ニーズの把握を行っている。しかしながら、新型コロナ以前に積極的に行っていた、月1回の園庭開放や、夕涼み会・ハロウィン・クリスマス会への招待などの地域連携の取り組みは、コロナの影響により、現在実施を見合わせる状況が続いている。コロナ終息後は、これらの取り組みを早期に再開するとともに、図書館や児童館・小学校や中学校との連携など、近隣の社会資源を活用し、子どもたちの経験や体験の幅を広げるような更なる取り組みが期待される。</p>

<p>(評価を受けて、受審事業者の取り組み)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、「子どもたちの育ちは止めない」を念頭に日々の保育に向き合ってきました。しかしながら、いくら強い思いがあっても、「思い」だけではどうしてもできないこともあると、感じた2年間でした。今後は、初心に戻り「子どもの最善の利益を尊重する場」である保育園としての責務を果たし、子どもたちを真ん中にした保育・子どもたちの声に耳を傾ける保育を職員一同で目指していきたいと思っています。又、「本物」の体験を大切にし、自然をより身近に感じられる環境設定にも力を入れていきます。</p>
--

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13 利用者満足の向上	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0
				16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
				22 身近な自然や地域社会と関わられるような取り組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4			0		
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3			0		
27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4			0		
5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
		31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計				136	0	

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園パンフレットの中で理念として、「こどもとの対話、保護者との対話、保育士同士の対話3つの対話の中で、子ども・保護者・地域そして保育士の輪を大切に、地域に根ざした愛情ある保育園を目指します。」とあり、名前の由来となっている「ここわ」は個々・こころ対話・つながりの輪を表していると伝えている。理念である「子どもとの対話」を大切に、愛情ある保育園を目指す事は、園の目標である「子どもたちの声を聴き、活き活きと過ごすことが出来る園」を目指すことにつながっている。保育所保育指針に示されている「子ども主体の保育」にも通じる子どもたちの「声」を聴く保育が理念に盛り込まれていると読み取れる。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念や方針は、園の玄関や事務所内に掲示しており、日頃より職員全員が目にするようになっている。理念や方針について職員面談や年度代わりの時には必ず、全員で確認しあう場を設けている。また、園の目標は、何度も話し合う中で職員が全員で決めることが出来たものであり、目指すべき園の姿として、理念から導き出し、より身近な目標となっている。</p> <p>運営方針の中で守るべきこととして(1)入園する子供の最善の利益を考慮し、一人ひとりの人格を尊重し、権利を守り、豊かな環境の下、様々な活動を展開し、子どもに最もふさわしい生活の場を保障する。(2)保育士等は、保育に関する専門性を有し、家庭との密接な連携の下、保護者と共に子どもを育てる営みに愛情豊かに関わる。(4)保育士は、保育園の役割及び機能が適切に発揮されるように倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断を持って、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対して子育てに対する指導を行う。(5)保育園は、入園する子ども等の個人情報適切に取り扱いつつ、保護者の苦情・要望などに対して、その解決を図るよう努める。と謳っている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園前説明会には、園のしおりだけではなく園の目指すべき姿をわかりやすい言葉で記載した、小冊子を配布し、園長より説明している。実践面についての説明は、コロナ禍において懇談会などが開催できない中で、園の活動ドキュメンテーションを作成し、配布している。保護者の代表者である、運営委員との話し合いは年2回行っているが、全保護者との話し合いは難しく、アンケートをとるなどの方法に代えている。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画は、経営母体となっている(株)ディアログ保育本部が作成したものを元に、園長が自園に合わせた事業計画を作成している。重要課題としては、「地域に根ざした保育園」を目指すのだが、コロナ禍において人との接触を減らしながら、地域に根ざすというところに大きな課題があると思っている。「子育てをもっと社会に」をテーマにした子育てを支援できる社会への貢献は大きなテーマであるが、コロナ対策が最優先となっている現状、出来ることは限られている状況である。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>各計画(避難訓練・食育・保健衛生等)に関しては、毎年担当の職員が前年度の状況や反省を踏まえ策定をしている。また、各職員がそれぞれ担当に分かれて活動しており、その中で、2ヶ月に1回程度の話し合いが行われ、計画に合わせての実施状況などの確認が行われている。</p> <p>円滑な園運営に向けて本部の担当者が園を訪問し、書類の確認、保育状況や環境の整備等を、チェックリストを用いて巡回してチェックしているほか、園長をはじめ職員からの意見や要望の把握を行っている。職員が不明に思っている方針や計画についても直接説明することで職員の理解が進むように取り組んでいる。</p>	

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>一年に4回程度、園長による職員面談が行われており、その中で各職員の現在の仕事へのモチベーションや困っていることなどを確認し、改善に向けた取り組みを行っている。また、本社の巡回や面談なども定期的に行われており、理念や方針の実践面での確認や課題の把握が行われている。研修は、各職員が平等の頻度で参加するように配慮されており、個々に参加したい内容が選べるようになっている。学んだ内容を職員に周知するための報告会も定期的に行われている。各職員がやってみたいことは、出来る限り実現できるような仕組みを整えている。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎年、年度末には、(株)ディアログの社員として、塚田ここわ保育園の保育士として守るべきことを文書化し、職員全員で読み合わせを行っている。又、(株)ディアログで行われている社員研修には、率先して参加するようしており、また、虐待防止やプライバシー保護の考え方についてはマニュアルを用意して、職員による不適切な対応が行われないように研修を実施し、周知を図っている。個人情報の保護に関しても、繰り返し職員に伝えている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保を図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>新規採用の職員には、園長より保育士としての心構えや塚田ここわ保育園職員としての規律などについての話を時間を設けてしている。新卒職員に関しては、1年間かけて保育士として育てていく計画が策定されており、誰がどこまで育てていくかを明確にしている。途中で数度確認を行い、計画の見直しを図っている。評価については、自己評価を最大限尊重し、年度の始まりに立てた自己の目標の達成度について確認しあいながら、自己評価と園の評価の差異を職員が納得のいくように丁寧に説明することで、評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談をしやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>有給休暇の取得に関しては、園内のルールにのっとって、出来る限り希望が通るように配慮されている。時間外労働については、園長が管理しており、定期的にチェックしている。できる限り就業時間内で業務が終わるような工夫をしているが、難しい場合には、人員配置などを考慮するような取り組みを行って働きやすい職場環境の整備にも取り組んでいる。福利厚生については、本社が一貫して担っており、全職員「リロクラブ」に加入している。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職務分担表によって、役割別、職種別に行うべき業務を明記することで、必要となるスキルを明確にしている。個人面談などで、各個人の希望する業務などについて詳しく聞き、そのためにはどのように取り組んでいくべきかを明示するようにしている。保育士のキャリアアップについては、研修の受講状況などを管理し、受講条件がそろっている場合には平等に研修の受講が出来るようにしている。また、経験が少ない保育士にもそれぞれが園内の環境整備など責任を持って行える仕事を任せ、そこから次につなげられるような取り組みを行っている。</p>		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的な人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>人権に関する研修には、全職員が参加するような制度が整っている。また、職員各自が人権擁護に関するセルフチェックリスト(全国保育士会)を行い、日常の言動や子供への援助においての振り返りを行う機会を設けている。虐待かもしれないと判断した時には、関係機関につなげ、連携をとりながら、子どもにとっての最善の道を考える体制が整っている。</p>		

12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報の保護に関する方針は、ホームページや園のしおりなどに明文化されており、入園の際にはその利用目的を明確に伝え文書で承諾をとっている。職員についても、入職時の研修で説明して同意書を交わしている。園児の記録などは鍵のかかった書庫に保管し、取り扱いには十分に注意するよう周知・徹底している。職員の個人携帯は、休憩時間以外は使用しないルールになっている。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(自己評価コメント)</p> <p>行事ごとに利用者アンケートを取り、次年度に活かす取り組みをしている。昨年度はコロナ禍と言うこともあり、対面での行事はできなかったが、大きな行事は動画の配信を行った。また、年度末に一年を振り返るアンケートを作成し、利用者の想いを共有する機会を設けた。相談・苦情に関しては、園のしおり及び園だよりなどで、繰り返し小さなことでもためらわず伝えてほしいと願っている。直接伝えることが苦手な保護者や匿名での意見についても意見箱を設置して対応している。苦情や相談に関しては記録を残し、関係者都の共有を図り、丁寧に対応するようにしている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園時に配布する園のしおりには、相談、苦情対応に関する記載があり、口頭での説明も行っている。月に1回発行する「園だより」にも相談、苦情に関する相談窓口について適宜記入し、誰に伝えればよいのかわかるようになっている。苦情・相談に関しては、当事者に聞き取りを行い、書面に残し、全職員に周知し、改善策に取り組んでいる。相談、苦情等対応に関するマニュアルは作成していないので、今後作成していく意向である。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>昨年末に園としての取り組みを評価するシートを用いて、園長による園の自己評価が行われた。それを基に本部担当者との話し合いが行われている。また、保育所保育指針に基づいた保育内容を提供できるように「全体的な計画」を策定しており、そこからディリーの作成を行っている。ディリーの見直しについては、クラス単位で行っている。また、園長・法人・第三者委員・保護者の代表で構成された運営委員会を開催し、園長及び法人が園の運営状況を報告しているほか、第三者委員・保護者の代表から意見を聞いている。さらに、三年に一度の第三者評価を受審し、保育の質の向上に向けた課題の発見と改善に繋がられるように取り組んでいる。</p>		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的の実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故・危機対応マニュアルを用意して、事故防止のためのリスクマネジメントや災害発生時の対応・不審者対応・SIDS対応・虐待対応に向けて職員が適切に行動できるように取り組んでいる。安全管理・衛生管理が適切に行われるように基本や手順が明確になっている。業務の基本や手順についてはマニュアルに記載されており、定期的な見直しも行っている。オムツ替えや嘔吐処理・アレルギー対応などは年に一度実施研修を行っている。新規採用者には、マニュアルを用いての研修も行っている。マニュアルの作成については、本社が作成したものを基盤として、自園の担当職員が園に合わせて形で作成し直している。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育園の利用に関する問い合わせや見学についての案内は、パンフレット及びホームページに掲載している。園見学は事前予約制で1組ずつ個別に説明する形をとっている。現時点では新型コロナウイルスの影響により、園のエントランスにて内部の写真や保育中の写真などを活用して園長又は主任が説明し、出産や育児に関する相談や質問にも丁寧に答える体制を整えている。また、ホームページに、施設の見取り図や園内の写真、よくある質問をQ&A方式で掲載することで、事前にある程度の情報を得た上で、見学や問い合わせができるように配慮している。コロナ禍以前は、夕涼み会、ハロウィン、クリスマス会などのチラシを近隣に配布して園の行事への参加を促し、園の保育を実際に体験してもらう取り組みを行っており、新型コロナウイルスの終息後にはこれらを再開する見通しを持っている。</p>		

18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園が決定した保護者を対象に「入園説明会」を開催しており、園のしおりの内容に沿って、園長・主任が保育内容や基本的ルール・個人情報保護等について説明し、文書による同意を得ている。園のしおりには、一日のスケジュールや料金、給食、持ち物など、具体的な内容が記載されているが、持ち物などについては現物を用意することで、視覚的にも理解しやすいよう配慮している。更に、昨年度からは、園で大切にしていることを写真付きの資料としてまとめた小冊子を作成し保護者に配布することで、園の特長的な取り組みを理解し、保護者との信頼関係のもとで連携して子どもの育ちを支えていく体制作りが目指されている。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画は、保育所保育指針に沿ったものとして、毎年年度末に、各クラスで話し合いを行い、評価反省を行ったうえで翌年度分を作成している。全体的な計画には、保育理念や保育方針、保育目標に基づき、年齢ごとの発達過程を踏まえたねらい及び内容・配慮事項のほか、食育や健康・衛生管理・保護者支援・地域支援・自己評価なども盛り込まれ、保育園での生活の全体を通して「子どもの最善の利益」を目指す保育実践が、総合的に展開されるものとして編成している。また、全体的な計画を基に各年齢に応じた年間指導計画を作成している。年間指導計画は、1年を4期に分けて養護と教育のねらいとして成長の目安が示されている。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画を踏まえて、養護と教育の各領域や食育・行事・家庭との連携などについてのねらいをまとめた年間指導計画・月案・週案をそれぞれ作成し、個々の成長・発達度合い等に応じた保育の展開が目指されている。計画は、全体的な計画・年間指導計画と月案、週案との関係がしっかりと繋がったものになるように配慮して立案されている。毎週1回のクラス会議を開催し、週の保育についての振り返りを行うとともに、次週の保育に振り返りの内容を生かし、よりよい保育を行うようにしている。3歳児未満に対しては、個別の計画が作成され、より個々の発達段階を踏まえた保育が目指されている。</p>		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>「大人の声ではなく子どもたちの声が響き渡る保育園」「子ども主体の保育実践」に、園として特に力を入れて取り組んでおり、職員会議やクラス会議等を通じて、全職員の共通認識となるよう、繰り返し周知を図っている。保育室には各年齢に応じた玩具や教具を用意しているほか、遊びこめる空間として各コーナーを設置することで、遊びたい遊びを自ら選択し遊びこめるような空間的な配慮を行っている。子どもの成長や発達に応じて、玩具や教具の見直しや入れ替えもを行っている。</p> <p>4歳・5歳児については、自発的な活動を促す取り組みとして、当番活動も行っており、生き物の飼育、プランター栽培の水やりなど多様な活動を継続的にやっている。また、外部の専門家講師による「英語」「リズム」「運動遊び」「楽器遊び」を定期的に取り入れ、友達と一緒に楽しみながら表現の幅を広げたり、協力することの大切さ・思いやりの心を育む取り組みが目指されている。また、自信と期待感をもって小学校に就学できるよう、文字や数字に関するプリント等を日々の保育で活用しており、楽しみながら学習への興味・関心を深める取り組みも行っている。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>農業の専門家が毎月1回園に来て、夏野菜の栽培方法を子どもたちに指導したり、アースバック工法による本格的な「食べれるピオーブガーデン作り」に子どもたちと一緒に取り組んでいる。園庭のピオーブガーデン作りは、基礎となる土を子どもたちが袋に入れたり、土の粘土で壁を作成したりして、2年かけて製作中である。</p> <p>また、外部の専門家の指導を受けながら「藍染体験」を行ったり、市のプラネタリウム見学にでかけたりすることで、社会との交流を図りながら、幅広い経験や体験ができるように配慮している。</p> <p>日々の保育では、天気の良い日には積極的に散歩に出かけ、季節感を感じるような取り組みを行っている他、子どもが近隣のホームセンターに草花を購入しに行き、プランターで育てたり、カブトムシやクワガタを幼虫から育てたり、ザリガニやメダカ等の飼育を通じて、実体験として「生き物への愛情」が育まれるような取り組みを行っている。</p>		

23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育指針に明示されている「目指すべき10の姿」を念頭に、人格形成の土台となる乳幼児期に、より丁寧な関わりを行うことで、子どもたちが将来にわたって健やかに成長できるように配慮している。職員全員が全園児について把握できるように務めており、子ども一人ひとりに対して適切な言葉かけを行えるようにしている。</p> <p>子ども同士のトラブルは、園の責任にて対応することを基本としており、子ども同士で解決できるように促すとともに、お互いの言い分を聞き、双方に寄り添いながら解決に導くこととしている。また、人前で自分の言葉で想いを伝えられるような機会を作ることで、子ども自身が考えたり、相手の気持ちを考えながら思いを伝えるような取組みが目指されている。</p> <p>「運動遊び」では、心身の調和的な発達を促すとともにルールの大切さや仲間と協力することの大切さ、達成することの喜びなど、良好な人間関係を構築する基礎となる力を育むことが目指されている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>現在は、個別の計画策定が必要となるような、特別な配慮を要する子どもは在籍していないが、職員が障害児保育に関する研修を受講して、内部研修で伝達したり、障害児保育会議を通じて、子ども・保護者対応等について予め職員間で話し合うことで、いつでも受け入れできる体制を整えている。</p> <p>また、市の発達支援センターとも連携し、年2回の専門家による巡回指導を受けており、事前に全保護者に周知した上で、相談したいことをヒアリングし、専門家から助言を得られる体制とすることで、保護者と連携しながら最適な保育を行える環境が整っている。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>基本保育時間は7:00～18:00となっており、18:00～19:00を時間外保育(延長保育)としている。18:15頃には、小さめのおにぎりやお煎餅等の補食を提供し、夕食が遅くなる子どもの健康面、心身面に配慮している。</p> <p>延長保育時間帯は、異年齢による合同保育となっており、職員がシフト制で対応している。日頃から全職員が全ての園児の状態を把握する体制を整えていることから、子どもたちも安心して過ごせる環境となっている。室内環境についても、横になれるマットを敷いたり、好きな遊びをしながら過ごせるようにすることで、個々のペースに応じてゆったりと過ごすことができるようにしている。通常保育→延長保育時→翌日朝の職員間の引継ぎは、書面にて行っており、申し送り事項の漏れなどがないように配慮している。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>新型コロナの影響により、保育参加や懇談会・給食試食会など、保護者との情報交換を図るイベントが中々実施できない状況であったが、情報共有として、子どもたちの成長を実感できるドキュメンテーションの配布や、水遊びや夕涼み会・運動会・発表会・英語保育の動画配信等に取り組んでいる。</p> <p>ドキュメンテーションは、写真やポップを使って見やすくレイアウトされており、子どもたちの表情や園の雰囲気が視覚的に感じられるものとなっている。</p> <p>乳児は毎日連絡帳による情報交換を行い、幼児は必要に応じて連絡ノートを活用して、情報交換が行える体制を整えている。その他、園便り・保健便り・クラス便りの発行や、個人面談の実施等を通じ、保護者との情報共有や連携を図っている。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>「保健計画」を看護師の管理のもとで作成しており、嘱託医による年2回の内科健診や、年1回の歯科健診、月1回の身体測定を行い、結果を保護者に書面で知らせている。身体測定の結果は、看護師が成長の記録としてファイリングし、成長曲線から著しく乖離した結果が出ている場合等は、保護者・園長・看護師・栄養士等で話をする機会も設けている。登園時には「受け入れ簿」を用いて、家庭での様子の確認や検温・視診を行うとともに、着替えの際の全身状態の確認を行うことで、子どもの健康状態の把握に努めている。</p> <p>乳幼児突然死症候群の発生防止のため、0歳児は5分ごと、1歳・2歳児は10分ごとに、呼吸状態の確認を行うほか、園内にAEDを設置し、年1回全職員で機器の使い方の訓練を行い、園での生活が安心して送れる体制を整えている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>看護師が常駐しており、朝と昼の2回、全クラスを巡回して子どもの健康状態の確認と、消毒作業など感染症防止対策を行っている。医務室には、救急用の薬品等を常備し、保育中に体調不良や傷害が発生した場合に備えた対応も行っている。</p> <p>園内での感染症発生情報や、市役所からの地域における感染症の流行情報等を、園のエントランスに掲示して情報提供しており、流行を早期に把握できるようにしている。</p> <p>感染症に関する研修を計画的に受講し、伝達研修等を通じて標準的な対応として定着できるように取り組んでいる。利用者調査における「感染症の発生状況や予防対策等について適宜お知らせがありますか」の項目では100%の保護者が「はい」と回答しており、園の感染症対策の取り組みが保護者の安心に繋がっていることが伺える結果となっている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>今年度から、調理が外部委託から自園調理へと変わり、これまで以上に保育士と連携した食育プログラムの推進が可能な体制となっている。</p> <p>食育計画は「食を営む力」を総合的に育むことを目的とし、絵本や保育中の遊びを通じて子どもの食への興味を引き出し、野菜の栽培や収穫・クッキング体験など実際に食材に触れ、食すプロセスを体験することで、楽しみながら関心を高めることに取り組んでいる。敷地内の畑を活用して、毎月1回、農家の方の指導を受けながら、ミニトマト・ナス・ピーマン・きゅうり・落花生・サツマイモ・小松菜等の野菜を栽培しており、トッピングピザ作りや、焼き芋作り等、参加型の食育プログラムが展開されている。</p> <p>園のエントランスには「もぐもぐひろば」と題した調理室からの情報提供コーナーが設けられており、旬の食材の紹介や、日本の出汁の種類など、ポップや手書きのイラストを使ってレイアウトされたブックが設置されている。</p> <p>食物アレルギーを持つ子どもに対しては、医師による生活管理指導表を年1回提出してもらい、症状に応じた除去食や代替食を提供している。</p> <p>調理室と事務室、調理室とクラス担任のダブルチェックを行った上で、専用トレイによる配膳を行うことで、誤食のないよう対策を講じている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保健計画に基づいて、環境及び衛生管理は看護師主導のもとで行っており、幼児については洗い残しが目で見てわかる手洗いチェッカーを活用した手洗い指導も行っている。職員についても「衛生管理票」を使用して、毎日健康状態の確認を行っている。</p> <p>快適な保育環境を維持するために、園内の消毒は1日3回実施し、適切な状態を保持できるようにしている。玩具類の消毒も毎日実施することで、衛生的な環境のもとで保育がなされている。室内外の整理整頓は職員が率先して行うことで、子どもたちの見本となるように取り組んでいるほか、保育室内の玩具類などは、わかりやすく示すことで子どもが整理整頓を日常的に自らできるような環境を整えている。</p>		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>週1回ヒヤリハット・事故についての話し合いを行っており、怪我や事故の発生時間帯や発生場所、要因などをまとめた報告書を毎月作成し、図やグラフ等で見える化して、職員会議を通じて再発防止策の検討を行っている。事故発生時の対応マニュアルやフローチャートを作成して、事故発生時にも迅速かつ的確に対応できる体制を整えている。</p> <p>また、遊具の安全点検は点検チェック票をもとに毎日行うほか、月1回園長と看護師が各クラスの室内点検を行い、異常を発見した場合は、早急に対応している。</p> <p>不審者対策については、年2回の不審者対応訓練の実施と、オートロックキーや防犯カメラの導入、警備会社との契約のほか、サスマタの設置と使い方の訓練を定期的に行っている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の立地条件等をもとに、想定される災害時の様子を検討し、避難訓練を定期的に行っている。水あそび中・午睡中・散歩先など、様々な保育時間帯に火災・地震などの災害が起こることを想定して、慌てずに「命を守る行動」ができるよう、総合的な危機対応力の向上を図っている。保護者を交えた災害時引き取り訓練も実施しており、伝言ダイヤルや一斉メールの使い方、安否確認の方法などを確認している。コロナ前は、年1回消防署との合同避難訓練を行い、消防署員より訓練についての講評をしてもらっており、コロナ終息後は再開する見通しとなっている。災害備蓄品についても、必要な量を確保し、災害への備えを行っている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>運営委員会を組織し、地域の町会長も入ってもらい、定期的に会議をする中で地域のニーズの把握に努めて、応えていく体制を整えている。また、幼保小中連絡会に園長と年長クラスの担任が参加し、地域ニーズの把握を行っている。地域の子育てニーズに対する園の使命として、基準の範囲内で認可定員を超えて園児の受け入れを行っている。</p> <p>新型コロナ前は、月1回の園庭開放や夕涼み会、ハロウィン、クリスマス会への招待を行うことで、園児と地域の人々との交流を広げるための働きかけも行ってきた。現在は、農家の方に月1回来てもらい、野菜の栽培方法の指導を受けたり、藍染体験会を行ったり、ピオトープガーデン作りを一緒に行ったりすることで外部との交流を図っている。</p>		